

食品表示

を見ていますか？

食の安全、まずは表示から！

食品表示は、生産者や製造者からの消費者へ向けたメッセージであり、消費者にとっては、その商品を知るための情報源です。食品表示を正しく読み取り、安全で安心な食品を選択しましょう。

その商品の**内容**を表す**一般的な名称**が表示されています。商品名ではありません。

使用された原材料が表示されています。原材料に占める**重量の割合の高い順**に表示されています。

加工食品の表示について

市販されている加工食品のうち、パックや缶、袋などに包装されているものには、名称、原材料名、添加物、内容量、賞味期限、保存方法、製造者などが表示されています。

※一部の加工食品には、原料原産地名が表示されたり、個々の品目の特性による事項が表示されたりする場合があります。

【表示例】（国内で製造されたもの）

名称	つくだに
原材料名	昆布、しょうゆ（大豆・小麦を含む）、還元水あめ、砂糖、たんぱく加水分解物（大豆を含む）、麦芽糖、ごま、醸造調味料、昆布エキス
添加物	調味料（アミノ酸等）、酸味料、甘味料（甘草）、増粘多糖類
内容量	100g
賞味期限	2017.7.30
保存方法	10℃以下で保存
製造者	〇〇食品株式会社 静岡県富士市永田町××

原材料名や添加物にアレルギーを含む食品が使用されている場合には、**アレルギー表示（下線）**がされています。

添加物が使用されている場合に表示されています。原材料名の欄に原材料名と明確に区別して表示されていることもあります。

内容量はグラムやミリリットル、個数などの単位で表示されています。

賞味期限（消費期限）や保存方法が表示されています。

商品の表示に責任を持つ事業者の名称と住所が表示されています。

【表示例】（輸入されたもの）

名称	いちごジャム
原産国名	アメリカ
輸入者	△△食品株式会社 静岡県富士市永田町□□

輸入された加工食品の場合は、名称や原材料名などのほかに、原産国名が表示されています。また輸入品には輸入者が表示されています。



「消費期限」と「賞味期限」の違いは？

●消費期限：未開封の状態、保存方法に表示されている方法に従い保存された場合に、品質が保持される期限を示す年月日。つまり「**安全に食べることができる期限**」です。弁当や惣菜など品質の劣化が速い食品に表示されています。品質の劣化が速いことから、この期限を過ぎると衛生上の危害が生ずる可能性が高くなります。

●賞味期限：未開封の状態、保存方法に表示されている方法に従い保存された場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日。つまり「**おいしく食べられる目安の期限**」です。缶詰やスナック菓子など品質が比較的長く保持される食品に表示されています。品質の劣化が遅いことから、この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけはありません。

※消費期限や賞味期限は、未開封の状態、保存方法に表示されている方法に従い保存された場合の期限です。開封してしまったり、決められた方法で保存していなかったりする場合、期限が過ぎる前でも品質が劣化していることがあります。

食品表示について詳しくは、静岡県ウェブサイトに「食品表示まるわかりWEB」をのぞいてください。

☎ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-520/maruwakari/>